

歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議
平成24年度フォローアップ調査実施要領

1. 目的

「歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議第1次報告」(H21.1) 及び「第1次報告を踏まえたフォローアップ状況(まとめ)」(H23.5)を踏まえ、各歯学部の現状、対応状況を把握・分析し、改善に資することを目的として、書面調査、ヒアリング及び実地調査を必要に応じて実施する。

2. 調査対象学部

調査区分	調査対象学部
書面調査	・ 前回のフォローアップ小委員会実地調査報告書において「改善すべき事項」として指摘事項のある歯学部(17学部)
ヒアリング	・ 書面調査の結果、第1次報告への対応が極めて不十分であるなど、特に確認すべき重大な問題がある歯学部 ・ 書面調査対象学部以外の学部で、【別表】フォローアップ資料において指標該当個数が1個以上で、特に確認すべき重大な問題がある歯学部
実地調査	・ ヒアリングの結果、第1次報告への対応が極めて不十分であるなど、特に確認すべき重大な問題がある歯学部

※ 被災3県の歯学部については、復興関連業務の負担に配慮し、ヒアリング、実地調査を実施しない。

※ 「特に確認すべき重大な問題」の例

- ・ 「改善すべき事項」に対する対応策がほとんど実施されていない
- ・ 対応策を実施しているにも関わらず、ほとんど改善が見られない
- ・ 教育内容や入学状況、国家試験合格状況等に関して、重大な問題がある 等

3. 書面調査の進め方

(1) 書面審査

- ① フォローアップ小委員会委員は、各歯学部から提出された調査表をもとに、書面審査を分担して行い、「書面審査評価シート」を作成する。
- ② 客観性や公平性、多面性を確保するため、書面審査は1学部につき3名で行う。

(2) 合議審査

- ① フォローアップ小委員会を開催し、各委員から提出された「書面審査評価シート」を参考に合議審査により「書面調査結果（案）」を取りまとめる。
- ② 上記の書面調査結果を踏まえ、ヒアリングの対象歯学部を決定する。

4. ヒアリングの進め方

(1) ヒアリング

①ヒアリングにおける質問事項

- ・ 第1次報告への対応が極めて不十分であるなど、特に確認すべき重大な問題について、事前に質問事項を整理。
- ・ 事前に各対象大学に質問事項を示し、各対象大学は、質問事項に対する回答を書面で提出する。

②ヒアリング出席者

- ・ 小委員会側：当日出席可能な委員（3名以上で主査又は主査代理を含む）
- ・ 歯学部側：歯学部運営に責任を持つ者（歯学部長等）及び法人の運営に携わる者（理事等）を含め5名以内

③ヒアリングの手順

- ・ 1学部あたり30～60分程度
- ・ 質問事項ごとに、質疑応答を実施（小委員会側から質問をし、歯学部側から回答）

(2) 合議審査

- ① ヒアリングと同日にフォローアップ小委員会を開催し、合議審査により「ヒアリング結果（案）」を取りまとめる。
- ② 上記のヒアリング結果を踏まえ、実地調査の対象歯学部を決定する。

5. 実地調査の進め方

(1) 実地調査

①実地調査出席者

- ・ 小委員会側：当日出席可能な委員（3名以上で主査又は主査代理を含む）
- ・ 歯学部側：歯学部運営に責任を持つ者（歯学部長等）及び法人の運営に携わる者（理事等）、学生面談の対象者（3、5年次2名程度ずつで対象者の選定は大学に一任）

③実地調査の手順

- ・ 1学部あたり180分程度 ※モデル日程は下表参照

時間		事項
14:00～	5分	集合・大学関係者への挨拶
14:05～	15分	打合せ①（ヒアリングでの指摘事項等を踏まえ、授業見学と学生面談での確認事項の整理）
14:20～	40分	授業見学①（臨床実習）
15:00～	20分	授業見学②（講義、シミュレーション実習など）
15:20～	10分	休憩（時間調整含む）
15:30～	40分	学生との面談
16:10～	10分	打合せ②（学部長等との意見交換で確認すべき事項の整理）
16:20～	30分	学部長等との意見交換
16:50～	10分	打合せ③ 合議審査（実地調査結果のまとめ）
計	180分	

(2) 合議審査

- ① 後日、フォローアップ小委員会を開催し、合議審査により「実地調査結果（案）」を取りまとめる。

6. フォローアップ調査の内容・方法

書面調査、ヒアリング、実地調査の具体的な内容・方法については、フォローアップ小委員会において決定する。

7. フォローアップ調査報告書の作成

フォローアップ小委員会を開催し、書面調査、ヒアリング、実地調査の結果を踏まえた「フォローアップ調査報告書」を取りまとめ、歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議に報告する。

8. 委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除

調査対象大学と利害関係（下記ア～ウに該当）のある委員は当該大学の調査には参加できない。

ア. 過去3年以内に専任又は兼任として在籍した場合

イ. 過去3年以内に学外委員等で運営に参加した場合（外部評価委員等は除く）

ウ. その他、委員が中立、公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

(2) 秘密保持

調査の過程で知り得た個人情報については、外部に漏らしてはならない。